

※この法令は廃止されています。

令和元年環境省令第十三号

令和元年台風第十九号及び同年台風第二十
一号により特に必要となつた一般廃棄物の
掃除を行う場合に係る廃棄物の処理及び清
掃に関する法律施行規則第十二条の七の十
六第一項に規定する環境省令で定める一般
廃棄物の特例に関する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十
五年法律第三百三十七号）を実施するため、令和元
年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特
に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係
る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第
十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定
める一般廃棄物の特例に関する省令を次のように
定める。

（定義）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十
五年法律第三百三十七号）を実施するため、令和元
年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特
に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係
る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第
十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定
める一般廃棄物の特例に関する省令を次のように
定める。

第一条 この省令において使用する用語は、廃棄
物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年
法律第三百三十七号。以下「法」という。）及び
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭
和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）
において使用する用語の例による。
（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一
号により特に必要となつた一般廃棄物の処理を
行う場合に係る法第五条の二の五第一項の環
境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条 産業廃棄物処理施設の設置者が、令和元
年台風第十九号及び同年台風第二十一号により
特に必要となつた一般廃棄物の処理をその処
理施設において行う場合に係る法第五条の二の
五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃
棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭
和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」と
いう。）第十二条の七の十六第一項の規定に
かかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理
施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄
物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第五条
第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類の
ものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチ
ック類（特定家庭用機器・特定家庭用機器再
商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条
第四項に規定する特定家庭用機器をいう。）、
小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再
資源化の促進に関する法律（平成二十四年法
律第五十七号）第二条第一項に規定する小型

電子機器等をいう。）その他金属、ガラス又
は陶磁器がプラスチックと一体となつたもの
が一般廃棄物となつたものを含むものとす
る。（次号において同じ。）

二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチ ック類

三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破碎施
設 木くず

四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破碎施
設 コンクリートの破片その他これに類する
不要物

五 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有
一般廃棄物

六 令第二条第一号から第四号の二まで及び第
十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず
最終処分場 令第三条第三号又（2）に掲げ
る水銀処理物

七 令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の
最終処分場 令第三条第三号又（2）に掲げ
る水銀処理物

八 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の
最終処分場 次のいずれにも該当する一般廃
棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除
く。）

イ 令和元年台風第十九号及び同年台風第二
十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、
宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬
県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県
の区域内において生じたものに限る。）

ロ 次のいずれかに該当する一般廃棄物

木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係
る固形状の不要物又は動物の死体

木くず、繊維くず、動物若しくは植物
に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属く
ず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器
くず、コンクリートの破片その他これに類す
る不要物、動物のふん尿、動物の死体若しく
はばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分す
るために処理したものであつてこれら的一般
廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄
物であるものを除く。）若しくは令第三条第
三号又（3）に規定する水銀処理物

九 合第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の
最終処分場 燃え殻、廢プラスチック類、紙
くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物
に係る保温材、断熱材及び耐火被覆材
くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器
くず、コンクリートの破片その他これに類す
る不要物、動物のふん尿、動物の死体若しく
はばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分す
るために処理したものであつてこれら的一般
廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄
物であるものを除く。）若しくは令第三条第
三号又（3）に規定する水銀処理物

前項の規定が適用される場合における規則第
十二条の七の十六第二項及び第十二条の七の十
七の規定の適用については、規則第十二条の七
の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」
とあるのは「令和元年台風第十九号及び同年台
風第二十一号により特に必要となつた一般廃棄
物の処理を行いう場合に係る廃棄物の処理及び清
掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第
一项に規定する環境省令で定める一般廃棄物の
特例に関する省令（令和元年環境省令第十三
号）第二条第一項第一号から第六号まで」と、
規則第十二条の七の十七中「前項第一号第四号
の二」とあるのは「令和元年台風第十九号及
び同年台風第二十一号により特に必要となつた一
般廃棄物の処理を行いう場合に係る廃棄物の処理
及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の
十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃
棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第
十三号）第二条第一項第五号」と、「前条第一
項第五号の二又は第六号」とあるのは「令和元

（3） 建築物その他の工作物に用いられる材
料であつて石綿を吹きつけられたもの若
しくは石綿を含むもの（次に掲げるもの
に限る。）又は当該材料から除去され
た石綿

（イ） 石綿保溫材
（ロ） けいそう土保溫材
（ハ） パーライト保溫材

（二） 人の接触、気流及び振動等により
同等以上に石綿が飛散するおそれがあ
るため、（イ）から（ハ）までに掲げるものと
同様に石綿が飛散するおそれがあ
る保温材、断熱材及び耐火被覆材

（イ） から（ハ）までに掲げるものと
同様に石綿が飛散するおそれがあ
る保温材、断熱材及び耐火被覆材

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(この省令の失効)
第二条 この省令は、令和三年十月三十一日限
り、その効力を失う。

附 则

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(この省令の失効)

第二条 この省令は、令和三年十月三十一日限
り、その効力を失う。

特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合
に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境
省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令
(令和元年環境省令第十三号) 第二条第一項第
七号又は第九号」とする。